

「構造改革につながる景気・雇用対策」の具体的項目

1. 低迷した消費を大胆に刺激、企業の国際的競争力を強化

■6兆円減税の実施

1. 政府の減税案について

1. 具体的な姿の見えない政府・自民党の減税構想

小淵総理は、8月7日の衆議院本会議で、減税について次のように表明した。

わが国の将来を見据えた望ましい制度の構築に向け、抜本的な見直しを展望しつつ、景気に最大配慮して、6兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施。

(ア)個人所得課税

- 国民の意欲を引き出せるような税制をめざす
- 最高税率引下げ(50%)
- 景気の現状に照らし、課税最低限(361万円)は引き下げる環境にない
- 規模4兆円を目途
- 実施時期(来年1月以降)

(イ)法人課税

- わが国企業が国際社会の中で十分競争力が発揮できるよう、総合的な検討
- 実効税率引き下げ(40%程度)
- 実施時期(来年度以降)

(ウ) 関連法案は次期通常国会に提出

(エ) 減税財源は、徹底した経費の節減、国有財産の処分等を進めながら、当面は赤字国債。長期的には、今後の経済の活性化の状況、行財政改革の推進等と関連づけて検討すべき課題

だが、個人所得減税については、国・地方の具体的な減税の負担割合について政府部内で調整が難行していることに加え、総理の意向である700～800万円台の中堅所得階層に重点的な減税とすることの技術的困難さ等の事情から、その具体策については今日なお一向に明らかにされていない。法人減税についても、昨年からの議論の経緯として地方法人課税の見直しが課題とされつつ、外形標準課税化については総理・蔵相が早々と先送りを表明したことなどのために、具体策の取りまとめが難行しているといわれる。

2. 宙に浮く政府税調の議論

一方、政府税制調査会においては、4月の橋本総理(当時)の記者会見での唐突な減税検討表明を受けて、基本問題小委員会の中で個人所得課税の基本的なあり方、税率構造、課税ベース、課税方式等の問題について検討が進められ、先般中間とりまとめが公表されたところである。しかし、こうした抜本的な改革論議が小渕内閣のもとでの減税構想にどのように取り入れられようとしているかはまったく不明であり、むしろ抜本改革はすべて先送りして最高税率だけ引き下げるという結果におわる可能性が高いといえよう。

2. 個人所得・法人減税についての民主党の基本的な考え方

1. 経済活力と国民生活の安心をもたらす抜本的税制改革の方向に沿った減税を

当面する個人所得・法人減税は、今後のわが国における民間の経済活力を高めるとともに、未来への不安を解消し、国民生活の安心感を高める中長期的な税制改革を前倒しで実現するという観点にたって実施すべきである。橋本内閣が場当たりの特別減税を繰り返して税制を歪めた轍を踏むべきではない。

2. 総合課税化・課税ベース拡大による不公平是正が不可欠

わが国の個人所得課税においては、所得の形態による所得捕捉の格差が依然として大きいといわれることや、利子・配当所得などが分離課税とされていること、複雑な所得控除等の制度が設けられていることなどの事情によって

課税ベースが浸食され、実際の所得に対する税負担の割合についての不公平が存在している。個人所得課税改革にあたっては、納税者番号制度の導入による総合課税化、各種控除等の見直しによる課税ベースの拡大を図りつつ税率を引き下げるという方向を基本に据えるべきである。

3. すべての所得階層を対象とした税率引き下げの制度減税を

現在のわが国の個人所得課税の合計最高税率は65%であるが、これは主要先進国が押し並べて40~50%台であることや、法人所得課税の実効税率が46.36%であることに照らして依然高い水準といわざるを得ない。終身雇用を前提とした年功賃金・退職金制度に代わって年俸制を採用する企業が徐々に増加していることなどを考えても、勤労所得に対する課税のあり方の見直しは避けられない課題である。当面する減税では、この合計最高税率を50%台に引き下げること为目标としつつ、適用対象者がきわめて限定され「金持ち優遇減税」との批判の強い所得税の最高税率だけの引き下げではなく、所得税が課税されるすべての所得階層を対象に各段階の税率を引き下げる制度減税とすべきである。

4. 所得税の累進構造は維持する

国税である所得税については今後も一定の所得再分配機能を持つべきであり、上記の税率引き下げもこのような機能を損なうものではない。また、所得税の5段階の累進構造自体は、諸外国と比べて特に多段階であるとはいえ、現時点でこれをさらに簡素化する必要性は特に強いとは考えられない。

5. 人的控除は社会保障制度上の歳出措置に移し、税制を簡素化する

ただし、従来個人所得課税を通して行われてきた複雑な所得再分配機能の一部分は、今後は社会保障などの歳出面の措置に移行させ、可能な限り簡素な税制をめざすべきである。特に、所得控除である人的控除については、高額所得者ほど恩恵が大きくなるという本質的欠陥を有しており、これを思い切って廃止し、それによる増収分を欧州諸国並みの児童手当の支給等に振り向けるべきである。

6. 地方財政破綻を招く地方税減税には反対

地方へのこれ以上の減税の押しつけは、地方分権推進に逆行するだけでなく、

地方財政を破綻の淵に追いやり、結局国の行う景気対策の効果をも相殺することにしかならない。むしろ、景気回復という観点からも、国から地方への税源移譲等により地方税財源を充実し、国民生活の安心感を高める社会的セーフティネットの確立を図るべきである。少なくとも、当面の減税は基本的に国税の範囲内で国の負担によって行うべきである。

3. 具体的な減税案

(1) 個人所得課税

・以下に掲げる 1 から 3 の各措置をあわせて講じることにより、98 年特別減税後と比較した負担増も標準世帯ベースでの計算で相当程度解消することとなる。

1. 所得税制度減税

- 所得税の税率を一律に 2 割引き下げ、8%、16%、24%、32%、40% (現行は 10%、20%、30%、40%、50%)とする。最低税率である 8%(現行 10%)ブラケットの上限を課税所得 400 万円(現行 330 万円)まで引き上げる。〔減税規模 4 兆円程度〕

(注)上に掲げた減税規模額は、国税庁公表資料から作成した約 5,200 万人の所得分布モデルについて、全員を給与所得者と仮定し、大蔵省調べの有配偶者 割合、平均扶養人員等を用いて試算したものであり、過去の特別減税について計算した場合、大蔵省・自治省の減収見込額と比較して 1~2 割の誤差がある。

- 3 年以内を目途に納税者番号制度を導入し、源泉分離・申告分離課税を廃止して総合課税化する。
- 地方交付税へのはね返し分については別途全額を国が補填する。

2. 扶養控除の「子ども手当」への移行

- 所得税の扶養控除のうち扶養する児童に関わる部分を廃止し、これを財源として「子ども手当」(現行の児童手当に代えて)を創設し、欧州諸国並みの対象・水準とする。これにより、手当支給対象となる低・中所得層については税負担増を上回る給付が可能になり、課税最低限も現在の夫婦2人のみ世帯と同じ209.6万円となり米国以下の水準に下がる。財源は全て国がもつこととする。

(具体案)

支給対象 満18歳未満(学生は23歳未満)の子

支給月額 第1子・第2子は1万円、第3子以降は2万円

収入制限 親の年収1200万円程度以下(夫婦ともに収入がある場合にはいずれか多い方の年収が1200万円程度以下)

3. 個人住民税減税について

- 地方税については、国から地方への税財源移譲等の抜本改革こそが求められている。こうした抜本改革がなされない現時点での個人住民税減税は、地方財政破綻を招くのみであることから、行わない。※地方消費税引き上げ論については別途検討する。

(2)法人課税

1. 法人税のもう一段の課税ベース適正化と税率引き下げ

- 法人税については、普通法人の税率を30.0%に(現行34.5%)、中小法人(年所得800万円以下部分)の軽減税率、協同組合等・公益法人等・特定医療法人の税率は20%に(現行25%)、それぞれ引き下げる。法人税関係租税特別措置を減収額ベースで現在の2割程度に圧縮する。〔平年度減収額約2兆円〕
- 地方交付税及び法人住民税法人税割へのはね返し分については別途全額を国が補填する。

- 中小企業向けの法人税の延納制度を復活させる。

2. 法人事業税改革

- 法人事業税については、2000年度以降段階的に外形標準課税に移行する。
- 99年度については一般法人の税率を5%(～400万円)、7.5%(～800万円)、10%(800万円～)に引き下げる(現行5.6%、8.4%、11%)。〔減収額約0.4兆円〕
- 99年度の法人事業税率引き下げによって見込まれる減収額の範囲内で道府県法人住民税均等割の引き上げによる増収策を講じる(仮に道府県法人住民税均等割を市町村法人住民税均等割と同額に引き上げれば約0.25兆円の増収)。

(3) 政策減税

1. 住宅減税

- 住宅取得促進税制の拡充

景気対策の観点から住宅取得を促進するため、現行住宅取得促進税制を大幅に拡充し、1999年末までに居住の用に供した住宅の取得・増改築費の1.5%を6年間、最高270万円まで所得税額から控除できることとする等の特例を設ける(現行は6年間の控除額合計180万円)。特例の内容は、(ア)対象住宅にセカンドハウス等を含める(イ)優良な住宅ストックの形成に資するよう、床面積要件を最小60㎡に引き上げ、上限を廃止する(ウ)現金や親族からの借入金による取得等も控除対象とする(エ)控除総額を現行の1.5倍の270万円に引き上げる——など。
※年収制限3,000万円についてさらに検討

- ローン利子減税の創設

マイホーム、セカンドハウスや自動車の購入、高齢者にやさしいバリアフリー住宅へのリフォーム、教育ローン等の負担を軽減し、消費の拡大を図るため、一定の要件に該当する新規ローンの利子分を10年間

にわたって所得から控除するローン減税を今後 6 年間の政策減税として実施する(家屋の取得・増改築については住宅取得促進税制との選択制とする)。本特別措置の終了時点で、その後の住宅関連税制のあり方について見直しを行う。

- マイホーム譲渡損失繰越控除制度の拡充、譲渡損失繰戻還付制度の創設

98 年改正で創設されたマイホーム買換え時の譲渡損失繰越控除を拡充して持ち家から賃貸への住み替え等にも対応できることとする。所有期間 5 年を超える個人の居住用財産の譲渡により損失が出たときは、一定の要件の下で翌年以後 3 年以内の各年の総所得金額からの繰越控除を認める制度を、今後 6 年間の政策減税として実施する。また、現在青色申告者のみに認められている純損失の繰戻還付と同様の制度をマイホーム譲渡時の損失についても今後 6 年間の政策減税として創設する。

- 住宅関連の贈与税の非課税枠の拡充

父母や祖父母から住宅取得資金の贈与の非課税枠を 300 万円から 600 万円までに広げる(5 分 5 乗から 10 分 10 乗に変更し贈与税の基礎控除を 10 年分先取り)とともに、税の軽減措置の限度額を 1000 万円から 1500 万円までの範囲に拡充する。贈与日前 5 年間の自己・配偶者所有住宅非居住条件を廃止し、買い換え時の利用も認めることとする。

- 財形貯蓄非課税限度額の引き上げ

財形貯蓄の非課税限度額 550 万円(財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄合計)を 1000 万円に引き上げる。[再掲]

2. 自動車減税

- 買換え時の自動車取得税の免除

99 年 1 月から当分の間、初度登録から 7 年目以降の自動車からの買い換えについて自動車取得税を免除する。

- 低公害車購入時の自動車取得税免除

新型の低公害車への買換え等を促進するため、99年1月から当分の間、一定の要件を充たすクリーンエネルギー・低公害車の購入については自動車取得税免除その他の税制上の優遇措置を講ずる。

3. 環境・情報化投資減税等の実施

- 環境・情報化投資減税

企業が事業活動による環境負荷の低減や情報ネットワーク型社会の創造に資する生産技術の革新を図るための一定の機械装置を購入する場合等について、割増償却・税額控除等の特例を認める環境・情報化等投資減税を今後6年間の政策減税として実施する。

(4)その他

1. 証券税制の見直し

- 証券市場活性化策の一つとして、有価証券取引税・取引所税をただちに廃止する。
- 非居住者に対する公社債利子の源泉徴収制度を撤廃する。
- 株式持ち合い解消促進のため、時限措置として、公開会社を対象とした自己株式の相対による取得を容認する。交換で取得した自己株式の消却に係る税制上の特例を設ける。

2. 不動産取引に係る登録免許税等の見直し

- 今後のSPCを通じた不動産証券化等の活発化も踏まえ、不動産取引の流通コストを引き上げ、取引活性化の妨げとなっている登録免許税(国税、不動産に係る部分)を定額手数料化する。〔平成9年度課税実績9,880億円(土地8,252億円、建物1,628億円)、不動産に係る登録免許税廃止による減収見込額9,880億円、不動産に係る登録免許税の定額手数料化による増収見込額1,813億円〕

(注)不動産登記事件関連の登録免許税の定額手数料化による収入額
試算

不動産登記事件数(a)43,895,350 筆個

株式会社設立登記件数(b)27,869 件

登記事務にかかる事務的経費(c)181,405,564 千円(平成 9 年度当初
予算額)

(平成 9 年、法務省民事局調べ)

一件当たり事務的経費(c/(a+b))4.1 千円

不動産登記事件関連手数料収入(試算)1,813 億円

- 上記と同様の観点から、不動産取得税(道府県税)について減免を行う。
〔平成 8 年度調定額 8,450 億円(土地 4,229 億円、家屋 4,221 億円)、平
成 10 年度補正後予算額 7,366 億円〕

3. 印紙税の見直し

各種契約書、領収書等の経済取引に関して作成される文書に係る印紙税に
ついて、経済取引の負担を高めており、その課税根拠、課税範囲、税率に
ついて抜本的に見直すべきである。

4. 土地税制の全般的見直し

固定資産税も含め土地税制の在り方について引き続き全般的な検討を行
う。

5. 新規事業支援税制等の拡充

- 新規創業期の法人税の一定期間軽減

(ア)立ち上げ(5 年間)に限り、法人税率を軽減する。

(イ)立ち上げ(5年間)の累損を後年度に繰り越せるようにする。

(ウ)法人事業税など地方税についても減免する。

- 新規分野への事業転換促進

既存企業が新分野に転換を図る際に、これを促進する実効ある税制措置〔再掲〕及び財政支援措置を講じる。

- 一層のストックオプションの支援

わが国でも大胆な成功報酬を可能にするストックオプション税制が98年より4月が施行されているが、権利行使までの待機期間が2年となっていること、年間行使価額の最高額が1000万円となっているなど厳しい制限がある。ストックオプションを実効ある制度とするため、待機期間の短縮、年間行使最高限度額の大幅引き上げを図る。

- 創業者利得減税の拡充

ベンチャーを含めた中小企業が新規店頭公開する場合、2年以上株を保有していたもの(創業者等)に対しては、株譲渡益課税を半分とする(通常分離課税20%を10%に半減させる)。

- 連結納税制度の導入

子会社所得を親会社所得に合算し、一本の形で納税する連結納税制度を導入する。

- エンジェル税制の拡充

公開前3年間超保有した株式の譲渡益に係る譲渡益に係る譲渡所得の特例について、譲渡所得の圧縮率を1/2から大幅に拡大する。現行のエンジェル税制の対象となる企業に対象となる企業に投資を行う個人投資家(エンジェル)について、投資で生じた損失を一定の金額の範囲内で株式譲渡損と一般所得との損益通算を認める制度を創設する。

6. コンピュータ普及等を促進する少額資産一括償却限度額の引き上げ等

- コンピュータの普及等を図るため、少額資産の一括償却の上限を 30 万円に引き上げる。またコンピュータの減価償却期間を短縮(6→3 年)する。

7. インターネット経由の確定申告制度の創設

- インターネット経由の確定申告制度を創設する。また、これを利用する者を対象とした特別控除、コンピュータ等経費算入を認める措置を創設する。

■住宅政策

(1)住宅関連の贈与税の非課税枠の拡充〔再掲〕

父母や祖父母から住宅取得資金の贈与の非課税枠を 300 万円から 600 万円までに広げる(5 分 5 乗から 10 分 10 乗に変更し贈与税の基礎控除を 10 年分 先取り)とともに、税の軽減措置の限度額を 1000 万円から 1500 万円までの範囲に拡充する。贈与日前 5 年間の自己・配偶者所有住宅非居住条件を廃止し、買い換え時の利用も認めることとする。

(2)財形住宅融資制度の改善等

1. 財形貯蓄の非課税限度額 550 万円(財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄合計)を 1000 万円に引き上げる。〔再掲〕
2. 貸付金利の下限(3%)を撤廃する。

住宅ローン優遇税制措置を継続するとともに下限(3%)を撤廃する。

3. 国の資金による住宅融資との横並びで附されている住宅面積その他の融資条件を緩和する。

(3) 失業者等への住宅公庫ローン返済軽減措置の導入等

失業等で住宅金融公庫から借り入れたローンが返済できなくなった個人を対象にローン償還期間の延長、元本返済の猶予、利払いの一部肩代わり等の救済措置を講じる。

あわせて、6年目以降の返済額が急増する「ゆとり返済」制度については、(既に93、94年度のゆとり償還利用者については返済期間を5—10年延長する措置がとられている)激変緩和措置をさらに充実させ、返済額の償還猶予や、長期ローンへの組み替えを認める仕組みに改める。

(4) その他の住宅減税の拡充(再掲:詳細は「■6兆円減税」を参照のこと)

- 住宅取得促進税制の拡充
- ローン利子減税の創設
- マイホーム譲渡損失繰越控除制度の拡充、譲渡損失繰戻還付制度の創設

■中小企業政策

(1) 小売商業の活性化

中心市街地活性化対策の大幅な拡充、空き店舗・空き地対策の強力な推進、中小商業活性化基金事業の拡充、POS・商店街カードシステム・バーチャルモール等の情報化及び物流効率化への支援強化、商店街周辺の駐車場・駐輪場整備の支援強化、商店街の行う一括受注・配送システム等の開発への支援強化をはじめとする商店街等の活性化対策の一層の強化に取り組む。

(2) ものづくり基盤技術基本法の制定等

わが国のものづくりの基盤技術を振興する施策を総合的に推進するため、「ものづくり基盤技術振興基本法」を早期に制定し、熟練労働者の養成、中小企業の経営基盤強化等を図る。また、工場設置に関する規制の撤廃・緩和、地方自治体主体の産業インフラ整備、工場アパート、賃貸工場建設の推進、新技術関連支援等の中小企業のインテリジェント・ワーク化推進等を図る。

2. 年金保険料引き下げと「子ども手当」創設等で5兆円の負担軽減

(1) 基礎年金国庫負担 1/2 への引き上げによる保険料引き下げ

基礎年金国庫負担率を 1/3 から 1/2 に引き上げ、保険料を国民年金で 3,000 円/月、厚生年金で 1% (本人負担分加入者平均約 1,800 円に相当:平成8年男子平均)引き下げる。〔所要追加財源見込額約 2.2 兆円〕

(2) 扶養控除の「子ども手当」への移行

所得税の扶養控除のうち扶養する児童に関わる部分を廃止し、これを財源として「子ども手当」(現行の児童手当に代えて)を創設し、欧州諸国並みの対象・水準とする。これにより、児童手当支給対象となる低・中所得層については税負担増を上回る給付が可能になり、課税最低限も現在の夫婦 2 人のみ世帯と同じ 209.6 万円となり米国以下の水準に下がる。財源はすべて国がもつこととする。

(具体案)

支給対象 満 18 歳未満(学生は 23 歳未満)の子

支給月額 第 1 子・第 2 子は 1 万円、第 3 子以降は 2 万円

収入制限 親の年収 1200 万円程度以下(夫婦ともに収入がある場合にはいずれか多い方の年収が 1200 万円程度以下)

(3) 仕事と子育ての両立による雇用継続

育児・介護休業制給付の所得保障を現行の 25%(介護休業手当は来年 4 月より支給開始)から 60%に引き上げる等の措置により、仕事と家庭生活の両立を支援する。

(4)奨学金制度の抜本的拡充による教育費の負担軽減

奨学金制度を抜本的に拡充し、希望すれば誰でも奨学金が受けられる仕組みを確立する。

3. 地方主体、民間活力生かした新社会資本整備を促進

■新社会資本整備等の推進

(1)社会資本整備についての基本姿勢

1. 公共事業を柱とする社会資本整備は、あくまで国民の「豊かさの実現」を最大の目的とすべきである。「環境」「安全」「福祉」等に配慮しながら、「透明性」「効率性」を確保し、限られた資源をニーズが最も高い分野に「最適配分」する。その結果として景気刺激、雇用増にもつながるという認識をすべきである。
2. 現行の公共事業が抱える最大の問題は、中央省庁による過度なコントロールにあり、今後は「地方主体」の事業の割合を増やすべきである。したがって今後、国は以下の5項目についてのみ責任をもって推進すべきである。
 - i. 国際的な人的・物流交流の基盤となる事業(ハブ空港、ハブ港湾等)
 - ii. 国全体の交通、生産の基盤となる基幹的な事業(高速道路、直轄幹線道路、高速鉄道等)
 - iii. 複数の自治体にまたがり国が管理すべきもの(大規模河川等)
 - iv. 激甚災害の復旧や安全保障関連など国が管理すべきもの
 - v. 自治体間の調整等のため国の関与が必要となる最小限度のもの。

その他のものについては、地方主体で取り組むべきものとする。

3. 但し、2の枠組みを確立するためには時間が相当かかる。次の3段階をふんで社会資本整備の枠組みを変えていくこととする。

(第1段階) 現行の枠組みでの社会資本整備

(第2段階) 「未来への投資」(地方公共団体の投資促進による経済活性化緊急措置法要綱)の枠組みができてからの社会資本整備

(第3段階) さらに地方分権が進んだ後の枠組みにおける社会資本整備、という

段階が想定できる。

(2) 「緊急経済対策」における重点項目

この「緊急経済対策」はまず平成10年度第三次補正予算を中心に実行すべきものを盛り込んでいる。さしあたって、従来の枠組みの中で以下に掲げる項目を中心に社会資本整備に取り組むよう提唱する。その中で、「未来への投資」(地方公共団体の投資促進による経済活性化緊急措置法要綱)の実施状況を見ながら、事業内容が重なることのないよう推進していく。

以下の項目実施にあたっては、

1. 旧来型の配分にこだわらず「大都市への重点」「国民生活の質向上」「『環境』『福祉』『住宅』等へ重点」「人材・ソフト面も重視」「需要創出効果が高いものに重点」等の原則に適う事業に絞り込む。
2. 効率性を重視するとともにコストを大幅に削減する。
3. 国会等による厳しいチェックを行うことにより、透明性、効率性を向上させる。

以上の点に配慮することが不可欠である。

住宅・都市開発・都市公園関連

- 狭小な公営住宅ストックの建て替え、職住接近の特定優良住宅の供給、定期借地方式による宅地供給、高齢者・障害者にやさしいバリアフリー住宅建設等の促進、託児所付き公共賃貸住宅団地の整備
- 大都市圏における良質な市街地住宅の供給を促進する関連公共施設の整備、1世紀以上の耐久性を持ちリフォーム自由度の高い集合住宅の整備
- 都市密集住宅市街地の整備、都市構造再編を推進する道路整備、福祉施設と一体の公園整備。地方を中心とした下水道・合併浄化槽の整備・普及
- 歴史や景観に配慮した街並みの整備、芸術・文化の街づくり。小公園・集会施設・医療福祉制度の都心部立地誘導や商店街振興と一体なった市街地活性化促進

社会保障関連

- ショートステイ施設・デイサービス施設の大幅増築、グループホーム・特別養護老人ホームの整備
- 長時間対応の託児所の建設、多機能保育園の整備

運輸・交通関連

- ハブ空港、ハブ港湾の整備
- 交通渋滞緩和・物流効率化等に資する大都市圏を中心とした道路網の整備、大都市圏の通勤鉄道の複々線化促進
- 鉄道駅などにおけるエレベーターの設置、リフト付きバスの導入など道路環境、駅舎、ターミナルの整備

環境・エネルギー関連

- ダイオキシンの最大の発生源である廃棄物焼却施設の改修及び新型焼却設備の建設
- 風力・太陽光など新エネルギーによる発電施設、コジェネ、燃料電池、バイオマス等の開発。環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)の整備
- 平成元年規制未適合車のディーゼルトラック・バスの平成 6・10 年規制適合車へ

の代替について補助金(車両総重量 3.5 トン超)制度の創設で支援

情報通信関連

- 光ファイバーをはじめとしたインフラの全国整備、利用しやすい機器の開発・普及。電線地中化、光ファイバー用地下施設の整備
- 電力、通信、空調、衛生、熱供給、水供給などの動脈となり安全確保、景観維持にも資する共同溝の整備促進
- 高齢世代や子どもたち、障害者が利用しやすい端末機器の開発・普及、学校や公共施設での先導的導入。学校へのインターネット普及。コンピュータ 2000 年問題への対応策
- 地域の病院と大学病院などの専門医療機関を高精度の画像通信網で結ぶ遠隔地間医療ネットワークの整備
- インターネットを利用した電子バンキングを促進(振替手数料割引)、電子商取引のセキュリティ問題について国による公的認証制度の創設、地方活性化に資するコールセンター等の地方拠点への支援措置の創設
- インターネットの低廉な接続料金の提供に資するさらなる規制緩和、相互接続、電柱等設備共用等の推進、市内データ通信の個人利用の定額化(月額 2,000 円程度)の推進

- 行政相談、申請受付、証明書発行等のインターネット対応の推進

■未来への投資(地方公共団体の投資促進による経済活性化緊急措置法要綱)

(1)目的

戦後最悪の状況にある現在の経済状況を打開するため、大規模な社会資本整備による需要創造を行う。その際には、国民が豊かさを実感できる地域社会の創造を促進することに重点を置き、地方公共団体が主体的に事業を選択できる事業形式とするが、事業着手の迅速性及び地方財政の危機的状況に鑑み、財源については国が全面的に手当するものとする。これをわが国経済の回復への端緒とすると共に地域ニーズに適合した社会資本整備の速やかな整備を促進し、もって国民生活の安定・向上に努めるものとする。

(2)対象事業

この法律における「投資事業」とは、以下のものを言う。

- 行政関係機関の情報化促進など情報通信関係基盤整備
- 小中学校の情報化、防災機能向上など教育関連整備事業
- 高齢者用施設、地域のバリアフリー化など社会福祉関連事業
- 防災公園の設置、道路の拡幅など防災関連事業
- 都市再開発、公営住宅の設置など住環境整備事業
- 廃棄物処理施設におけるダイオキシン対策徹底など環境関連事業
- 行政関係機関における太陽光発電設備の導入など省エネ関連事業
- その他国民生活の質の向上に寄与し、又は経済活動における生産性向上に資する社会資本整備に係わる事業

なお本交付金を、その他の国庫支出金を財源として行う事業の財源とすることは禁止する。

(3)事業規模

- 都道府県に対しては、人口 1 人あたり 8 千円を交付する。
- 市町村に対しては、人口 1 人あたり 2 万 4 千円を交付する。なお市町村に対する最低交付額は 2 億 4 千万円とする。
- 東京都特別区は、この場合普通地方公共団体と見なす。

(4)財源の確保

- 国は国債をもって本事業の財源とし、これを地方公共団体に交付する。

(5)交付の方法

1. 地方公共団体は、自らの域内に対象となる事業を有し、なおかつこの事業をこの交付金をもって行おうとするときは、政府に対し限度額の範囲でその旨の申請を行う。申請は平成 11 年 3 月末までに行うものとする。
2. 申請の際には地方公共団体はその議会に事業計画を提出し、当該事業計画が本法の規定に合致する旨の承認を得なければならない。
3. 国はこの計画の提出があった場合、当該計画が明白に本法の規定に違反する時を除き、速やかに交付を行わなければならない。

(6)事業の推進

1. 交付を受けた地方公共団体は、速やかに事業を実施するものとする。
2. 本交付金による事業は平成 13 年 3 月末を期限とする。地方公共団体はその 3 ヶ月後までに事業についての決算を行い、これを議会及び国に報告するものとする。またこの際、交付金の残がある場合は、国に返還するものとする。

(7) 事業の適正さ確保

- 地方公共団体は毎年度、当該交付金を活用した事業の進捗状況及び事業結果の詳細を、国及び当該地方公共団体の議会に報告する。
- 地方公共団体は当該事業にかかわる情報(意思決定過程の情報を含む)について公開する義務を負う。
- 当該交付金について、会計検査院は地方公共団体の検査を行い、その支出に不正があった場合当該額の返還を命じることができる。

(8) その他

- 本法律の主務大臣は、自治大臣とする。

■「にぎわいの街再生プラン」の実施

(1) 基本原則・基本理念及びプランの構成

従来の公共事業を脱却し、都市再生・住宅環境大幅改善により生活の質向上を目指す。不良債権の付替えではなく、担保土地を有効活用して優良住宅に再生させ、大きな需要をつくる。計画の推進は地方自治体・民間事業者・市場が中心。都市計画においては、用途の「純化主義」を排し、「職住接近」が混在するまちづくりを行う。法律要件を超えた規制を解消し、住民参加の手続きを前提に法治主義を徹底する。「プラン」は、緊急経済対策と全国的・継続的な社会資本整備政策の2つの性格を持つものとし、「プラン」推進事業は「緊急事業」「総合事業」の二つで構成する。

(2) 事業主体・事業資金

- 開発基本計画の策定および事業の調整は、地方自治体が行うが、事業主体には民間事業者、住宅都市整備公団等の参加を広く求める。特に、市場を

通じて民間事業者の活用をはかるため必要な施策を講じるとともに、事業を円滑に実施するため、住都公 団のまちづくり機能を強化する。

- 事業資金は現行の金融機関による貸し渋り、金融構造の変化に対応し、不動産特定共同事業法やSPC法等の証券化手法による、資本市場を通じた直接金融を強力に推進する。あわせて、既存の個別的な各種公的資金および補助金制度を総合的且つ横断的に活用しうるような方策を講じる。

(3)緊急事業(都市中心部の国公有地等の利用促進・PFI化)の実施

- 都市中心部の国公有地を活用し、生活環境や防災を重視した職住近接の新たな街づくりに着手する。
- 物件の提供者は国または地方自治体とし、開発基本計画は、物件提供者と地方自治体の協議の上、地方自治体が策定する。
- 国公有地を柔軟かつ迅速に提供できるよう、国有財産法の改正等所要の法整備を行う。また、開発基本計画の策定や周辺地の買い上げ等街づくりのための必要資金を国が手当てすることによって、地方自治体の開発負担を軽減する。
- 事業の推進に当たっては、PFI方式による公務員住宅、庁舎等のセールス&リースバック、不動産特定共同事業、SPCによる民間資金調達、定期借地権及び定期借家権の活用等により、「街づくりの市場化」を促進する。そのための関連法案の整備を早急に行う。
- 都市計画法・建築基準法上の手法としては、迅速さを重視し、都市計画手続きの必要のない「総合設計制度」等を最大限活用する。

(4)総合事業(塩漬けになっている不良債権担保土地の利用促進)の実施

- 日本版RTCに金融機関の不良債権の担保となっている不動産を集約する。RTCは、担保不動産のデューデリジェンス(売却、不良債権の一括売却、証券化等のための収益還元法の活用等による債権並びに不動産の適正評価手続)を実施する。

- 地方自治体は、本「プラン」の趣旨に則り、「職住遊」の調和、防災機能の付与等を基本とする開発基本計画を策定し、これを基にRTCが担保不動産を売却する際の開発に関わる入札条件を、RTCと協議する。また、RTCは、中心市街地の活性化のために「TMO」(中小小売商業の高度化を推進する機関)が設けられている地域に関しては、これとの協議を行うこととする。
- RTCはデューデリジェンスの結果および入札条件に基づき広く一般公開入札を行う。RTCは最低落札価格の設定を行わず、土地購入価格との差損を生じた場合には、国がこれを補填する。
- RTCから不動産を落札した民間事業者(住宅都市整備公団を含む。以下同じ。)は、地方自治体等の開発基本計画に基づき開発事業を早急に実施する。
- なおこの際に事業者が市場より資金を調達できるよう、SPCが不動産を取得する際の不動産取得税の減免等、適切な環境を整備する。また、昭和63年度より講じられている法人の新規取得土地に関わる借入金利子の4年間損金不算入制度について見直しを行う。地方自治体は補助を行うことにより、計画区域内に低家賃・適正規模の住宅の設置を促進する。
- 計画区域内に公的主体が所有する土地がある場合は、当該主体は地方自治体の街づくりに積極的に協力するものとする。
- 本事業は原則として、現行都市計画法および建築基準法上の規制緩和制度を活用し、主として、土地区画整理事業・市街地再開発事業等により推進するものとするが、事業のインセンティブを高めるため、所要の法整備を行う。
- 事業に必要な地権者等の同意取付を限られた期間に迅速に行うため、知事が委嘱する行政から独立した中立的な第三者機関(例:英国型の計画審査官)を創設し、住民・事業者・地方自治体間の裁定斡旋を行う。
- 住宅都市整備公団が直接事業者となる場合の他にも、土地の整序、道路等の基盤整備、地方自治体等関係者に対する各種のアドバイスやコーディネートなどまちづくりの基礎的事業ができる体制を整備する。

4. 100万人雇用創出と新規事業創造

■緊急雇用創出措置

(1)雇用創出:福祉、医療、教育、住宅、環境、情報通信分野などで早急に雇用創出をはかる

1. 介護サービスと介護マンパワーの大幅拡充

新ゴールドプランの介護ヘルパー目標を定員 17 万人から 30 万人に増やし、ショートステイ施設を4万人分、デイサービス施設を1万ヶ所追加して建設関係の雇用を確保する。

2. 介護福祉士等の養成講座の拡充

介護福祉士などの教育・訓練を夜間や休日にも開講し、在職中の者も受講しやすいようにする。

3. 保育サービスの拡充

延長保育、休日保育、低年齢児保育の要員を増加。

4. 30 人学級実施による教員増員

小中学校を 30 人学級にし、教職免許取得者を採用する。(初年度以降は、さらに教員採用試験の受験資格年齢要件の引上げ)

5. 緊急森林整備

花粉症対策の実施とあわせて、既存森林の間伐、枝打ち、ならびに都市近郊森林の保全と涵養水の確保のために間伐、下草刈り等に従事する者を雇い入れる。

6. バリアフリー化の促進

住宅のバリアフリー化のための増改築資金補助の大幅拡充をはかる。福祉器具を画一的大型生産型から、専門家の助言と地元中小メーカーの連携による個人対応型への転換を促進するために、その製造と購入に対する助成の

拡大の行い、福祉分野での地元中小メーカー事業の拡大と雇用創出・確保をはかる。

7. NPO支援

支援税制の確立等によりNPOにおける雇用を拡大する

(2)起業支援

失業者開業支援制度(仮称)を創設する。雇用保険制度の中に失業者が開業し、1名以上の労働者を雇い入れた場合に、一定期間につき起業した本人への起業手当と雇い入れた労働者の賃金の助成を行う。

■新規事業が生まれやすい社会への転換

(1)新規創業期の法人税軽減〔再掲〕

新規創業期の法人税を一定期間軽減する制度を導入する。

- 立ち上げ(5年間)に限り、法人税率を軽減する。
- 立ち上げ(5年間)の累損を後年度に繰り越せるようにする。
- 法人事業税など地方税についても減免する。

(2)新規分野への事業転換促進

既存企業が新分野に転換を図る際に、これを促進する実効ある税制措置〔再掲〕及び財政支援措置を講じる。

(3) 店頭登録市場、上場市場の抜本改革

間接金融中心の金融システムを改め、直接金融からの資金調達によって新規産業を創立し易いシステムを確立する。店頭登録市場については日本証券業協会の規則、上場市場については各証券取引所の規則で株式公開等の基準を決め、認可を受けている。上場への設立後年数「3年以上」を大幅に短縮するとともに、株式譲渡制限(第三者割当増資含む)を撤廃し、より株式公開・上場がしやすく、かつ資金調達しやすい証券市場の確立を図る。

* 株式の公開基準(現行)

	上場(東証)	店頭登録(本則)	店頭登録(特則)
純資産額	10億円以上かつ1株当たり100円以上	2億円以上	登録時2億円以上
設立後年数	3年以上	—	—
利益の額	直近4億円以上	直近1株10円以上	—

(4) 一層のストックオプションの支援[再掲]

わが国でも大胆な成功報酬を可能にするストックオプション税制が98年より4月が施行されているが、権利行使までの待機期間が2年となっていること、年間行使価額の最高額が1000万円となっているなど厳しい制限がある。ストックオプションを実効ある制度とするため、待機期間の短縮、年間行使最高限度額の大幅引き上げを図る。

(5) 創業者利得減税の拡充[再掲]

ベンチャーを含めた中小企業が新規店頭公開する場合、2年以上株を保有していたもの(創業者等)に対しては、株譲渡益課税を半分とする。(通常分離課税20%を10%に半減させる)

このインセンティブによって、創業者を目指す人々を政府が重視している姿勢が示

され、創業者育成が加速化される。

(6) 連結納税制度の導入[再掲]

連結納税制度は、子会社所得を親会社所得に合算し、一本の形で納税するもので、OECD29 か国中、18 か国で実際に行われている制度である。この制度はわが国では導入されていない。

この制度が導入されると、企業が新設した事業部門を分社化しても税務上不利にならなくなる、というメリットがある。

とりわけ持株会社解禁措置を有効にするためにも、連結納税制度の導入は不可欠である。純粋持株会社の創立支援は新産業創造・雇用創出にも資するものといえる。

連結納税制度は、連結決算が導入されないと実現できないとの指摘もあるが、諸外国の既存の制度を見ると、必ずしも所得の計算は基本的に個々の会社の決算、個別レベルの法人所得の計算の積重ねによって行われるもので、連結決算を前提とした制度にはなっていない。

(7) エンジェル税制の拡充[再掲]

1. 制度の概要

- 公開前3年間超保有した株式の譲渡益に係る譲渡益に係る譲渡所得の特例について、譲渡所得の圧縮率を1/2から大幅に拡大する。
- 現行のエンジェル税制の対象となる企業に対象となる企業に投資を行う個人投資家(エンジェル)について、投資で生じた損失を一定の金額の範囲内で株式譲渡損と一般所得との損益通算を認める制度を創設する。

2. 改正により期待される効果

- 現在の譲渡所得圧縮率を大幅に拡充することによって、とりわけ創業者や当初からの支援者が事業に成功した場合の報酬を増やす効果があり、起業家を育てる環境の整備に資するものである。
- 平成9年度税制改正でエンジェル税制が導入された。個人投資家が、設立から5年以内のベンチャー企業などに株式投資して損失(キャピタル・ロス)が生じた場合でも、その後3年間にわたって所得税負担を軽減できることが主な柱となっている。しかし、他の所得とは通算できない。他の所得との通算が可能になれば思い切ってベンチャー企業に投資するインセンティブがさらに高まる。

(8)会社設立要件の緩和等

91年4月施行の商法改正で、最低資本金について株式会社は35万円から1000万円に、有限会社は10万円から300万円に引き上げられた。このことによって新規創業が困難になっているとの指摘もあり、最低資本金の引き下げを中心に会社設立要件の緩和を図る。

また、新規企業は資本金が高くなり、中小企業政策の対象からはずれる傾向にあることに鑑み、中小企業基本法の見直しを視野に入れつつ、当面中小企業者の定義を拡大して新規企業への施策を重点的に行う。

(9)ベンチャーインキュベーター等の創設

- 全国10ブロック(北海道、東北、北信越、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄)の大学に「ベンチャーインキュベーター(孵化器)」を設置する。同時に政府の外郭団体としてベンチャー企業経営者、証券会社の上場担当者、海外のベンチャーキャピタリストなどから構成される「ベンチャー審査機構」と「インキュベーター基金」を設置する。
- ベンチャー企業を創業したいと思っている人はアイデアをベンチャー審査機構に提出し、審査機構の審査をパスした場合、ベンチャーインキュベーターの中に無料で事務所兼実験室を持つことができる。実際にベンチャー企業として

立ち上がる際には、奨学寄附講座の委託経理金の弾力運用を含め大学が優先的に株を取得できるようにする。

- 政府全額出資のベンチャー基金にベンチャーキャピタルとしての役割を持たせる。出資するかどうかは基金の担当者とベンチャー審査機構のメンバーが共同で審査をするようにする。基金の額は100億円でスタートする。

5. 失業給付期間延長と自立支援

(1) 失業給付の期限延長

1. 全国延長給付(失業給付の対象者に一律90日の給付延長)の実施基準を緩和する。失業基本給付の受給者数が被保険者と受給資格者数の合計の3.5%を超えた場合に実施する。この措置は3ヶ月連続して3.5%を下回った時点で打ち切る。

(注)現行制度では4%が実施条件。

2. 企業の倒産やリストラにより失業した場合、雇用保険の被保険者であった期間が6ヶ月に満たない者についても90日間の失業給付を受給できるようにする。
3. 45才以上の求職者で、公共職業安定所のカウンセリングを受けて就職活動を続けたにもかかわらず就職できなかった者に対し、失業給付の受給期間を90日間延長する。

(2) 雇用保険被保険者である求職者に対する職業能力教育・訓練の強化

個々の求職者に対するきめ細かな職能評価、カウンセリングを強化し、必要な職業教育プログラムを組立てる制度を確立する。

公共職業能力訓練所において福祉、住宅・建設、情報通信関連のコースの定員を増加する。教育・訓練については、民間の職業訓練校に委託できることとする。また、職

業実地訓練(OJT)を提供する事業主にも教育・訓練を委託できることとする。

求職者については、教育訓練給付制度(雇用保険の被保険者が職業訓練・教育を受講した者に対し 20 万円を限度に費用の助成を行う制度)が利用しやすいように、受給要件である被保険者期間 6 ヶ月以上(現行は 5 年以上)の場合は受給できるようにする。

(3)雇用保険に非加入の者への職業教育訓練の支援強化

1. パートタイマーや派遣労働者なども含む全ての雇用者が雇用保険等社会保険に加入できるように要件の緩和を図る。
2. 雇用保険が対象とならない者が雇用対策法の職業訓練手当を受給できるよう制度の弾力的運用を図る。
3. 教育・訓練については、公共職業訓練所で提供する他、民間の職業訓練校に委託できることとする。財源は一般会計から拠出する。

(4)若年者の新規雇用促進

若年層の求職者を対象に適職探しや職業適応支援のカウンセリングを強化する。

学生に対するインターン制度を推進し、事業主に対する助成を拡充する。

(5)雇用調整助成金の拡充と要件緩和

中小企業が雇用調整助成金制度(事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員に教育訓練、休業、出向をさせる事業主に対する賃金・手当の一部助成制度)の適用を受け易くなるように、業種・地域単位ではなく、地域産業グループ、工業団地グループ単位で助成を受けられるようにする。

(6) 中高年齢者の新規雇用促進

中高年齢者雇用機会確保助成金(仮称)を創設し、雇用調整を余儀なくされている企業から、適正な雇用管理を行いながら 45 才以上の出向者を受け入れる事業主に対し賃金助成を行い、雇用機会の拡大をはかる。賃金助成率は 1/4、中小企業は 1/3 とする。

特定求職者雇用開発助成金につき、45 才以上の労働者を雇い入れた事業主に対し、賃金助成率を 1/3 に引き上げる。

(7) 雇用対策法の適用による就職促進手当の給付拡大

雇用対策法に基づく「就職促進手当」の受給については、45 歳以上の求職者で職業安定所長の指示した施設での訓練待機していること等の条件があるが、年齢制限を 35 歳以上に拡大するなど、より多くの勤労者が給付を受けられるような措置を講じる。

6. 低迷する金融、株式市場に活力を

■ 中小企業等に対する貸し渋り解消策

(1) 政府系金融機関の貸付制度拡充等

緊急避難の施策として、政府系金融機関による貸付制度、信用保証協会・中小企業保険公庫による信用保証制度の拡充などの貸し渋り対策を強化する。破綻した金融機関の融資先対策として信用保証制度を拡充するとともに、先の国会に民主党など野党会派が提出した「信用保証協会法改正案」を成立させ、中堅企業にも対象を拡大した制度を創設する。加えて、新規創業、新技術開発、高度化など、中小企業の新たな事業展開と経営基盤の強化等に貸付制度を拡充する。また、中小企業倒産防止共済制度の共済金貸付について、「貸付限度額」および「掛金総額に対する貸付金の倍率」を大幅に引き上げるとともに、請求手続きを簡素化する。

(2) 民間金融機関に対する指導の徹底

中小企業に対する貸し渋り、資金返済の強要、労働条件への介入が目立っていることから、金融機関に対する指導・監査を厳しく行う。

(3) 労働金庫の融資制度の拡充等

労働金庫法施行令を改正し、労働金庫が「雇用の維持」を目的として中小企業者に融資ができるようにするとともに、労働金庫融資に信用保証枠を拡大する。

(4) 日銀適格担保の拡大

買入手形オペの担保範囲を拡大し、日銀によるインターバンクへの資金供給を一層円滑化する。そのため、現行の国債、政府保証債、金融債等の他に、地方公共団体等向けの貸出債権証書等も対象に加える。

(5) 日銀オペ対象の拡大

オペ対象そのものを拡大し、日銀によるインターバンクへの資金供給量を拡大する。そのため、ABS(資産担保証券)、ABCP、地方公共団体等向けの貸付手形をオペの対象に加える。

(6) 邦銀の外貨資金繰り支援

深刻な問題となっている邦銀のドル調達難を解消するため、以下のスキームをつくることとし、この仕組みが円滑に機能するよう所要の措置を講じる。

1. 政府が保有する米国債を銀行に貸付有価証券という形で貸し出す
2. この際、間に日銀を入れることを検討する
3. 銀行は米国債借入に際し、国内の不動産あるいは有価証券(株式を含む)を担保に入れる

4. 銀行は借り入れた米国債をレポ市場等で活用する。

■資本市場の活性化策

(1)証券税制の改革

1. 有価証券取引税、取引所税を早期に撤廃(99年度末の予定を前倒し)する。
[再掲]
2. 非居住者に対する公社債利子の源泉徴収制度を撤廃する。

(2)投資信託普及に資する環境整備

投資信託については、投資家への詳細な情報提供、適正な格付け等が行われるよう環境整備につとめ、投信の普及に努める。

(3)株式持ち合い解消と自己株式の取得・消却のための措置

1. 時限措置として、公開会社を対象とした自己株式の相対による取得を容認する。交換で取得した自己株式の消却に係る税制上の特例を設ける。[再掲]
2. 目的を問わない自己株式の取得保有制度、税引き後利益の範囲内でいわゆる金庫株の解禁を認める制度を確立する。
3. 自己株式取得に関連し、いわゆるセーフ・ハーバー・ルールの整備を図る。
4. 政府が保有株式を各民営化企業に対し直接売却し、自己株式消却が可能となるよう制度の整備を図る。

(4)持ち合い解消のための受け皿機関創設の検討等

株式持ち合いの解消に資するため、持ち合い企業どうしがそれぞれの保有する相手企業株を保管し、一定期間内に自社株を引き取るための受け皿機関を商法や 税制上の特例付きで創設することを検討する。さらに、銀行と企業の持ち合い解消に資する政府による株式取得についても研究を深める。

(5) 自由・公正な証券市場の確立

1. 証券取引等監視委員会の改革を進め、独立性を持った強力な組織に改組する。
2. 株式取引が過度に萎縮しないよう、インサイダー取引の具体的な類型化を進める。
3. 健全かつ安定的な市場の運営確保に資するため、証券取引等監視委員会、証券取引所が異常な株価の値動きや風説の流布等について迅速に調査、公表を行なえるよう環境整備を進める。

(6) 資金調達の間としての証券市場の整備と強化

1. 社債発行はトリプルB格以下の社債には事実上、市場が閉ざされていることに鑑み、社債等登録法の見直し等を含めた社債流通市場の整備を急ぎ、多くの企業が参加できる社債市場の構築を目指す。
2. 中小企業など複数の企業が合同して社債を発行しやすいよう環境整備を行う。
3. CPが投資対象として認知されるようディーラー機能の確立とペーパーレス化を含めた市場インフラの整備を進める。

以上